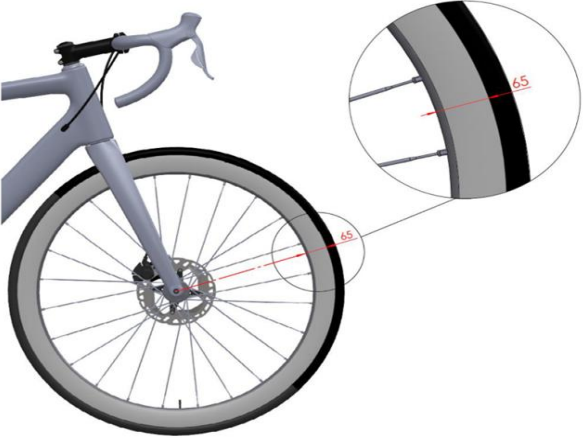


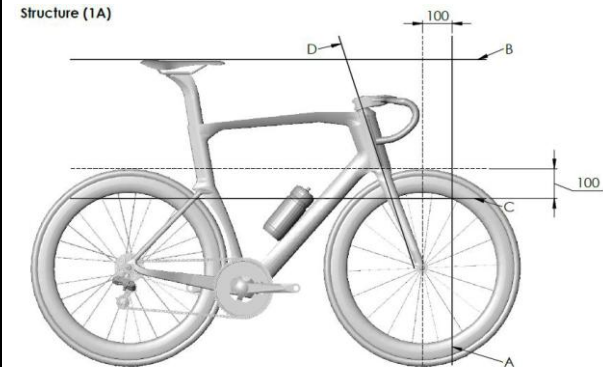
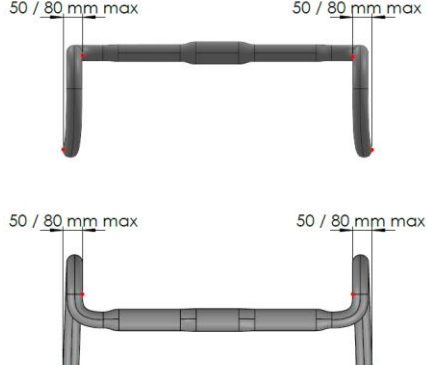
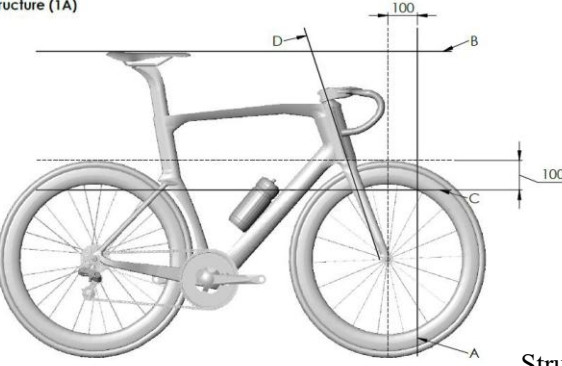
PART 1

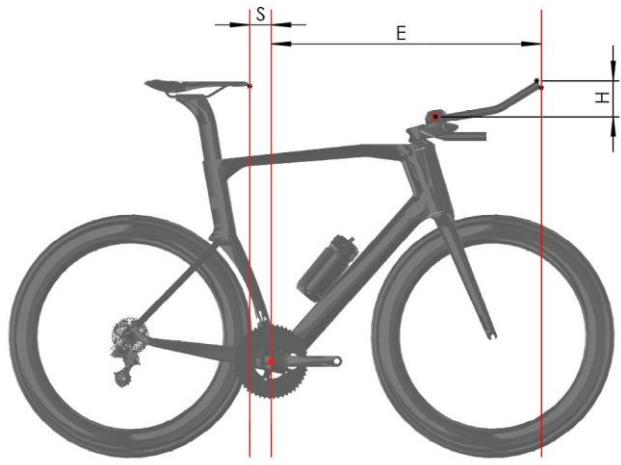
GENERAL ORGANISATION OF CYCLING AS A SPORT

スポーツとしての自転車競技組織

Rules amendments applying on 16.06.2025
以下の日付に施行されるルール改正を反映:01.01.2026

改訂前	改定後
Chapter III 装備 Section 2 自転車 § 2 技術的詳細 1.3.017 前フォーク先端の内幅は 11.5 cm を超えてはならず、後三角の先端の内幅は 14.5 cm を超えてはならない。 フロントフォークの下端における両レッグ間の距離は、内側から内側までの測定で 11.5cm を超えてはならない。また、リアトライアングルの後端における両側間の距離も、同様に内側から内側までの測定で 14.5cm を超えてはならない。	Chapter III 装備 Section 2 自転車 § 2 技術的詳細 1.3.017 フロントフォークの両レッグ間の距離は、内側から内側までの測定で 11.5cm を超えてはならない。また、リアトライアングルの両側間の距離も、同様に内側から内側までの測定で 14.5cm を超えてはならない。 トラック種目で使用される機材については、フロントフォークの下端における両レッグ間の距離は、内側から内側までの測定で 11.5cm を超えてはならない。また、リアトライアングルの後端における両側間の距離も、同様に内側から内側までの測定で 14.5cm を超えてはならない。
1.3.018 自転車の車輪は、タイヤも含めて最大 700mm から最小 550mm のあらゆる寸法を採用できる。シクロクロス用自転車ではタイヤの最大幅(もっとも広い部分で計測する)は 33 mm とし、またいかなる形式でもスパイクやスタッドを組み込んではならない。 ロード、トラックおよびシクロクロスにおいては、UCI の事前承認を得た車輪のみ使用できる。 ロードおよびシクロクロス種目の集団スタート競技において承認された車輪は、12 本以上のスポークを持つものとする。スポークは、断面の寸法が 10mm を超えない限り、丸、扁平、楕円のいずれでもよい。	1.3.018 自転車の車輪は、タイヤも含めて最大 700mm から最小 550mm のあらゆる寸法を採用できる。シクロクロス用自転車ではタイヤの最大幅(もっとも広い部分で計測する)は 33 mm とし、またいかなる形式でもスパイクやスタッドを組み込んではならない。 ロード、トラックおよびシクロクロスにおいては、UCI の事前承認を得た車輪のみ使用できる。 ロードおよびシクロクロスの種目の集団スタート競技で承認された車輪は、以下の要件を満たさなければならない: - リムの最大高は 65mm を超えてはならない(リムの外縁の任意の点を通る接線からリムの内縁までの垂直距離として測定)。下図参照。
	
ロード、トラック、およびシクロクロス種目で使用される車輪は、ISO 規格 4210-2:2023 自転車—二輪自転車の安全要求事項、4.10.7.2.2.項、第 2 段落で指定されている衝撃試験要件を満たさなければならない。 これらの要件を満たすことは、材質、ブレーキシステム、およびその他の特性に関係なく、前輪および後輪の双方に関係する。製造者は、適合宣言書を UCI に提出し、承認を申請しなければならない。手続の詳細とテンプレートは、UCI ウェブサイトの「機材(Equipment)」のセクションに掲載されている。 要求事項を満たし、構成要素間の互換性を確保するため、リムは ISO 5775-2、タイヤは ISO 5775-1 の各規格に適合していなければならない。 伝統的な車輪の定義を満たす車輪は、本条に定める承認申請手続きを行う必要はない。 伝統的車輪の定義 基準: リム高: 25 mm 以下 リム材質: 合金 スポーク: 最少 20 本の分解可能な鋼製スポーク 一般: すべてのコンポーネントは識別可能で、市販されていなければならない。 モーターペーシングを含むトラック競技において、前輪へのディスク使用は、タイムトライアル種目にのみ許される。	-スポークは少なくとも 12 本以上でなければならない、その断面形状は円形、扁平、または楕円形であってよい。ただし、断面(切り口)のいかなる寸法も 10mm を超えてはならない。 ロード、トラック、およびシクロクロス種目で使用される車輪は、ISO 規格 4210-2:2023 自転車—二輪自転車の安全要求事項、4.10.7.2.2.項、第 2 段落で指定されている衝撃試験要件を満たさなければならない。これらの要件を満たすことは、材質、ブレーキシステム、およびその他の特性に関係なく、前輪および後輪の双方に関係する。製造者は、適合宣言書を UCI に提出し、承認を申請しなければならない。手続の詳細とテンプレートは、UCI ウェブサイトの「機材(Equipment)」のセクションに掲載されている。 要求事項を満たし、構成要素間の互換性を確保するため、リムは ISO 5775-2、タイヤは ISO 5775-1 の各規格に適合していなければならない。 伝統的な車輪の定義を満たす車輪は、本条に定める承認申請手続きを行う必要はない。 伝統的車輪の定義 基準: リム高: 25 mm 以下 リム材質: 合金 スポーク: 最少 20 本の分解可能な鋼製スポーク 一般: すべてのコンポーネントは識別可能で、市販されていなければならない。 モーターペーシングを含むトラック競技において、前輪へのディスク使用は、タイムトライアル種目にのみ許される。

この条項にかかわらず、車輪の選択と使用は第 1.3.001 条から第 1.3.003 条による。	この条項にかかわらず、車輪の選択と使用は第 1.3.001 条から第 1.3.003 条による。
1.3.022 条項 1.3.023 条を適用する以外の競技においては、伝統的形状のハンドルバーのみが使用できる(「構造(1A)」図を参照)。ハンドルバーは以下に明示する範囲になければならない: 上限、サドル座面(B)を通る水平面; 下限、前後輪(これらは同径である)の上端から 100mm 下を通る水平面(C); 後方は操舵軸(D)、そして前方は前車軸の中心線から 100mm の水平距離上を通る垂直面(「構造(1A)」図を参照)。 さらに、すべてのハンドルバーは以下に適合しなければならない: - ハンドルバー断面の最大寸法は 80mm - ステム断面の最大寸法は 80mm - すべてのフォーク付属品の断面の最小寸法は 10mm - ステムとハンドルバーの接合部には、補正のために 2 辺が 40mm の二等辺三角形 2 つが認められる ハンドルバーに付くブレーキ操作部は、二つのレバー保持部で構成されなければならない。これは、UCI 技術規則の明確化ガイドに記載されているように、ブレーキレバーの最大 10 度の傾斜に従い、レバー保持部の上に置いた手でレバーを引いて安全にブレーキを作動できなければならない。ブレーキと変速機操作の複合機構は承認されている。  Structure (1A) / 構造 (1A)	1.3.022 条項 1.3.023 条を適用する以外の競技においては、伝統的形状のハンドルバーのみが使用できる(「構造(1A)」図を参照)。ハンドルバーは以下に明示する範囲になければならない: 上限、サドル座面(B)を通る水平面; 下限、前後輪(これらは同径である)の上端から 100mm 下を通る水平面(C); 後方は操舵軸(D)、そして前方は前車軸の中心線から 100mm の水平距離上を通る垂直面(「構造(1A)」図を参照)。 さらに、すべてのハンドルバーは次の要件に適合しなければならない: - ハンドルバー断面の最大寸法は 80 mm とする。 - ステム断面の最大寸法は 80 mm とする。 - すべてのフォーク付属品の断面の最小寸法は 10 mm とする。 - ステムとハンドルバーの接合部には、補強のため 2 辺が 40 mm の二等辺三角形 2 個を設けることができる。 - ハンドルバー全体の幅(外側から外側までの距離)は、ロードおよびシクロクロスにおいて最小 400 mm とする。 - ハンドルバー同一側の外端から内端までの最大距離は、ロードおよびシクロクロスにおいて 50 mm を超えてはならない(図「構造 1」参照)  ハンドルバーに付くブレーキ操作部は、二つのレバー保持部で構成されなければならない。これは、UCI 技術規則の明確化ガイドに記載されているように、ブレーキレバーの最大 10 度の傾斜に従い、レバー保持部の上に置いた手でレバーを引いて安全にブレーキを作動できなければならない。ブレーキレバーの最大傾斜は 10 度とし、ブレーキレバーの両端の内側間の最小寸法は 320mm とする。ブレーキと変速機操作の複合機構は承認されている。  Structure (1A) / 構造 (1A)
1.3.023 タイムトライアル用の固定ハンドルバー・エクステンション ロード・タイムトライアルおよびトラックのインディヴィデュアル・パーシュート、チーム・パーシュートおよび 1km/500m タイムトライアルにおいては、タイムトライアル用の固定ハンドルバー・エクステンション(両手で握る 2 つのエクステンション部分と 2 つの前腕支持部で構成される)を使用してよい。 <u>位置および寸法</u> タイムトライアル用の固定ハンドルバー・エクステンションは、伝統的なタイプのハンドルバーに取り付けるか、または統合してよい。 ベースバーによるステアリング・システムは、タイムトライアル用の固定ハンドルバー・エクステンションが取り付けられている、または統合されている場合にのみ使用できる。 伝統的なハンドルバーまたはベースバーによるステアリング・システムは、条項 1.3.022 (A.B.C.D.) に規定される領域内に配置されていなければならない。 タイムトライアル用の固定ハンドルバー・エクステンションは、以下に示す 4 つのカテゴリのいずれか、および構造(1B)図に示す寸法に従って配置されなければならない。	1.3.023 タイムトライアル用の固定ハンドルバー・エクステンション ロード・タイムトライアルおよびトラックのインディヴィデュアル・パーシュート、チーム・パーシュートおよび 1km/500m タイムトライアルにおいては、タイムトライアル用の固定ハンドルバー・エクステンション(両手で握る 2 つのエクステンション部分と 2 つの前腕支持部で構成される)を使用してよい。 <u>位置および寸法</u> タイムトライアル用の固定ハンドルバー・エクステンションは、伝統的なタイプのハンドルバーに取り付けるか、または統合してよい。 ベースバーによるステアリング・システムは、タイムトライアル用の固定ハンドルバー・エクステンションが取り付けられている、または統合されている場合にのみ使用できる。ベースバーによるステアリング・システムの全幅(外側から外側までの測定)の最小寸法は 350mm とする。 伝統的なハンドルバーまたはベースバーによるステアリング・システムは、条項 1.3.022 (A.B.C.D.) に規定される領域内に配置されていなければならない。 タイムトライアル用の固定ハンドルバー・エクステンションは、以下に示す 4 つのカテゴリのいずれか、および構造(1B)図に示す寸法に従って配置されなければならない。



構造1B

寸法 E は、ボトム・ブラケットの軸の中心を通る垂直面と、タイムトライアル用の固定ハンドルバー・エクステンションの先端(付属品を含む)を通る垂直面との間の水平距離に相当する。

寸法 H は、前腕支持部の中間点と、タイムトライアル用の固定ハンドルバー・エクステンション(付属品を含む)の最高点または最低点との間の高さの差に相当する。

寸法 S は、サドルの先端とボトム・ブラケットの軸の中心を通る垂直面との間の水平距離に相当する。

身長カテゴリ 1 - 180cm 未満の競技者

- 寸法
- E は 800mm を超えてはならない
 - H は 100mm を超えてはならない
 - S は 50mm を下回ってはならない

身長カテゴリ 2 - 180cm～189cm の競技者

- 寸法
- E は 830mm を超えてはならない
 - H は 120mm を超えてはならない
 - S は 50mm を下回ってはならない

これらの寸法は、UCI ウェブサイトで公開されている、対象となる身長カテゴリのリストに掲載されている競技者に対して適用される。

リストに追加されるには、競技者は大会開始の 15 日前までに UCI ウェブサイトから入手できる「競技者身長証明申請書」に記入するものとする。

コミセールによる検証を妨げることなく、UCI ウェブサイトで公開されている身長カテゴリのリストに掲載されている競技者は、該当する寸法の自転車を使用する権利を有する。

身長カテゴリ 3 - 190cm 以上の競技者

- 寸法
- E は 850mm を超えてはならない
 - H は 140mm を超えてはならない
 - S は 50mm を下回ってはならない

これらの寸法は、UCI ウェブサイトで公開されている、対象となる身長カテゴリのリストに掲載されている競技者に対して適用される。

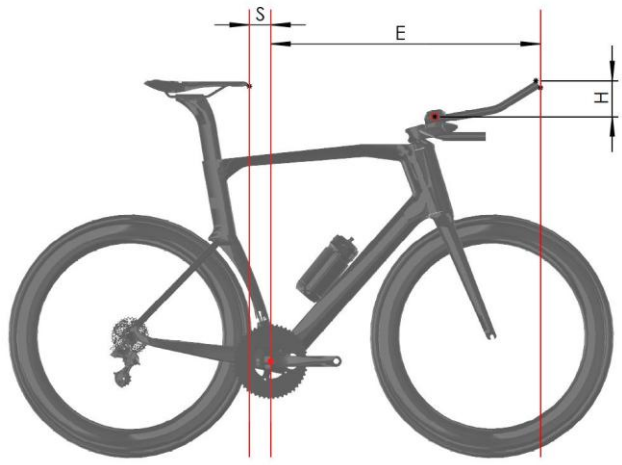
リストに追加されるには、競技者は大会開始の 15 日前までに UCI ウェブサイトから入手できる「競技者身長証明申請書」に記入するものとする。

コミセールによる検証を妨げることなく、UCI ウェブサイトで公開されている身長カテゴリのリストに掲載されている競技者は、該当する寸法の自転車を使用する権利を有する。

デフォルトの身長カテゴリ

以下の寸法が適用されるものとする：

- a) 身長 180cm 以上で、UCI ウェブサイトで公開されている身長カテゴリのリストに掲載されていない競技者。
- b) E および S の寸法が、その身長カテゴリに対する要件を満たしていない自転車を提示した競技者。
- E は 750mm を超えてはならない
 - H は上記の競技者身長カテゴリに対して定められた高さの差(H)を超えてはならない



構造1B

寸法 E は、ボトム・ブラケットの軸の中心を通る垂直面と、タイムトライアル用の固定ハンドルバー・エクステンションの先端(付属品を含む)を通る垂直面との間の水平距離に相当する。

寸法 H は、前腕支持部の中間点と、タイムトライアル用の固定ハンドルバー・エクステンション(付属品を含む)の最高点または最低点との間の高さの差に相当する。

寸法 S は、サドルの先端とボトム・ブラケットの軸の中心を通る垂直面との間の水平距離に相当する。

身長カテゴリ 1 - 180cm 未満の競技者

- 寸法
- E は 800mm を超えてはならない
 - H は 100mm を超えてはならない
 - S は 50mm を下回ってはならない

身長カテゴリ 2 - 180cm～189cm の競技者

- 寸法
- E は 830mm を超えてはならない
 - H は 120mm を超えてはならない
 - S は 50mm を下回ってはならない

これらの寸法は、UCI ウェブサイトで公開されている、対象となる身長カテゴリのリストに掲載されている競技者に対して適用される。

リストに追加されるには、競技者は大会開始の 15 日前までに UCI ウェブサイトから入手できる「競技者身長証明申請書」に記入するものとする。

コミセールによる検証を妨げることなく、UCI ウェブサイトで公開されている身長カテゴリのリストに掲載されている競技者は、該当する寸法の自転車を使用する権利を有する。

身長カテゴリ 3 - 190cm 以上の競技者

- 寸法
- E は 850mm を超えてはならない
 - H は 140mm を超えてはならない
 - S は 50mm を下回ってはならない

これらの寸法は、UCI ウェブサイトで公開されている、対象となる身長カテゴリのリストに掲載されている競技者に対して適用される。

リストに追加されるには、競技者は大会開始の 15 日前までに UCI ウェブサイトから入手できる「競技者身長証明申請書」に記入するものとする。

コミセールによる検証を妨げることなく、UCI ウェブサイトで公開されている身長カテゴリのリストに掲載されている競技者は、該当する寸法の自転車を使用する権利を有する。

デフォルトの身長カテゴリ

以下の寸法が適用されるものとする：

- a) 身長 180cm 以上で、UCI ウェブサイトで公開されている身長カテゴリのリストに掲載されていない競技者。
- b) E および S の寸法が、その身長カテゴリに対する要件を満たしていない自転車を提示した競技者。
- E は 750mm を超えてはならない
 - H は上記の競技者身長カテゴリに対して定められた高さの差(H)を超えてはならない
 - S は条項 1.3.013 に準拠するものとする

－S は条項 1.3.013 に準拠するものとする <u>装備の要件</u> すべてのタイムトライアル用固定ハンドルバー・エクステンションと前腕保持部は以下に従わなければならない： － 前腕保持部は 2 つの部品からなり(各前腕に 1 部品)、タイムトライアル用固定ハンドルバー・エクステンションが付加されたときのみ許される； － 各前腕保持部の最大幅は 125mm － 各前腕保持部の最大長は 125mm － 前腕保持部の最小長は 60mm － 各前腕保持部の最大高さは 85mm － 各前腕保持部の最大傾斜(腕保持部表面で測定される)は 30 度 － 前腕支持部の前を通る垂直面と、タイムトライアル用固定ハンドルバー・エクステンション(付属品を含む)の先端を通る垂直面との間の最小水平距離は 180mm － 各エクステンション断面の最大幅は 50mm － タイムトライアル用固定ハンドルバー・エクステンションの両セクションがパーツで結合されている場合、許容される断面の最大寸法は 80mm － 外付け付属品断面の最大寸法は、80mm － 一体型機材の場合、各延長部と外付け付属品との間の接合部に、補正のために 2 辺が 40mm の二等辺三角形が認められる － ステムとベースバーの接合部には、補正のために 2 辺が 40mm の二等辺三角形 2 つが認められる － ベースバー断面の最大寸法は 80mm － すべてのフォーク付属品断面の最小寸法は 10mm － ステム断面の最大寸法は 80mm	<u>装備の要件</u> すべてのタイムトライアル用固定ハンドルバー・エクステンションと前腕保持部は以下に従わなければならない： － 前腕保持部は 2 つの部品からなり(各前腕に 1 部品)、タイムトライアル用固定ハンドルバー・エクステンションが付加されたときのみ許される； － 各前腕保持部の最大幅は 125mm － 各前腕保持部の最大長は 125mm － 前腕保持部の最小長は 60mm － 各前腕保持部の最大高さは 85mm － 各前腕保持部の最大傾斜(腕保持部表面で測定される)は 30 度 － 前腕支持部の前を通る垂直面と、タイムトライアル用固定ハンドルバー・エクステンション(付属品を含む)の先端を通る垂直面との間の最小水平距離は 180mm － 各エクステンション断面の最大幅は 50mm － タイムトライアル用固定ハンドルバー・エクステンションの両セクションがパーツで結合されている場合、許容される断面の最大寸法は 80mm － 外付け付属品断面の最大寸法は、80mm － 一体型機材の場合、各延長部と外付け付属品との間の接合部に、補正のために 2 辺が 40mm の二等辺三角形が認められる － ステムとベースバーの接合部には、補正のために 2 辺が 40mm の二等辺三角形 2 つが認められる － ベースバー断面の最大寸法は 80mm － すべてのフォーク付属品断面の最小寸法は 10mm － ステム断面の最大寸法は 80mm
---	--